

STEP3 展示会・商談会等を通じて販路開拓したい

海外見本市・展示会



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

海外見本市・展示会への出展を支援します。

支援内容



SIAL Paris 2018 ジャパン・パビリオン



Arab Health 2020 ジャパン・パビリオン企業ブース

1. 見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）で世界各国の見本市・展示会情報関連トピックスの提供。
<https://www.jetro.go.jp/j-messe/>

2. ジェトロが主催・参加する海外見本市・展示会のジャパン・パビリオンへのご出展をサポート（有料、出展企業・団体を公募）。
対象分野：農水水産物・食品、機械・部品、環境、デザイン製品・日用品、化粧品、ファッション、コンテンツ、ヘルスケア
「ジェトロが出展支援する展示会（年間予定）と開催状況」をご確認ください。
<https://www.jetro.go.jp/services/tradefair/list.html>

対象者

出展支援は見本市・展示会により異なる

対象地域

見本市・展示会により異なる

公募時期・申込方法

時期は見本市・展示会により異なる。
申込はジェトロHPから。

料金

各見本市・展示会の公募要領をご確認ください。

URL

左記に記載

問い合わせ先

各見本市・展示会の問い合わせ先
ジェトロ各国内事務所

STEP3 展示会・商談会等を通じて販路開拓したい

海外バイヤー招聘・商談会

国内にしながら海外バイヤーと商談ができます。

支援内容



海外バイヤーとの商談



キッチン・テーブルウェア輸出商談会

1. 海外市場の開拓につながる商談会を開催します。
2. 商談の成功に向けてジェトロが貴社をサポートします。
3. オンライン商談会のサポートも行っています。
4. 国内の輸出商社との商談会も開催しています（農林水産・食品分野が主）

※対象分野：農水水産物・食品、機械・部品、環境、デザイン製品・日用品、化粧品、ファッション、コンテンツ、ヘルスケア

対象者

商談会により異なる

対象地域

商談会により異なる

公募時期・申込方法

商談会により異なる

料金

商談会により異なるが、多くは無料

URL

<https://www.jetro.go.jp/events/>

または

ジェトロ イベント情報 展示商談

検索

問い合わせ先

HPに掲載していない場合もありますので、
最寄りのジェトロ国内事務所にお問い合わせください。

STEP3 展示会・商談会等を通じて販路開拓したい

CEO商談会



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

海外CEO等と直接商談することで、スピーディーな意思決定が可能

支援内容

国や業界などのテーマごとに日本企業との連携を希望する海外企業経営者（CEO）などを日本に招聘し、海外展開を目指す中小企業者との商談会を実施しています。

1. 特徴
- 海外政府機関等から推薦を受けた海外企業が参加
 - 海外企業経営者（CEO等）と直接商談することでスピーディーな意思決定が可能
 - 日本企業からの購入、代理店契約・日本製品の販売、合併会社の設立、共同開発・技術連携、日本企業への生産委託等を希望する海外企業が参加
 - 全商談に英語又は現地語の通訳が同席するため、日本語での商談が可能
 - 海外展開の専門家が商談ノウハウをアドバイス

2. (参考)2024年度開催テーマ

商談会名・主要産業	開催時期
インドCEO商談会（オンライン又は対面）	2024年8月
環境技術商談会（オンライン又は対面）	2024年9月
第2回インドCEO商談会（オンライン又は対面）	2024年12月
先端産業CEO商談会（オンライン又は対面）	2025年1月
医療機器CEO商談会（オンライン又は対面）	2025年1月

対象者

中小企業・小規模事業者

対象地域

アジアを中心とした海外

公募時期・申込方法

商談会ごとに異なりますので、HPやメールマガジンでの確認をお願いいたします。

料金

リアル商談 :6,600円（税込、通訳費用含む）/1商談
オンライン商談 :5,500円（税込、通訳費用含む）/1商談

URL

HP: https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/lp_ceo/ceotop/

問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構 販路支援部 マッチング支援課
電話：03-5470-2375
E-mail：ceo-network@smrj.go.jp

STEP3 展示会・商談会等を通じて販路開拓したい

海外ビジネスマッチング

海外での商取引・情報交換をお手伝いします。

支援内容

- ・ 商工中金の海外拠点や海外提携機関のネットワークを活用し、ニーズに合致したお取引先を紹介します。
- ・ 商品・製品の新たな販売先・仕入先や生産・加工に関する受発注先の紹介のみならず、生産・技術協力、物流拠点の相互利用などの多様な企業間連携ニーズまで、お客さまの事業ニーズに最適なビジネスパートナーをご紹介します。

商工中金 海外拠点・海外派遣先



対象者

中小企業等

対象地域

北米、中国、ASEAN諸国 等

公募時期・申込方法

随時

料金

原則無料

URL

<https://www.shokochukin.co.jp/corporation/service/solution/overseas>

問い合わせ先

商工中金 各支店
<https://www.shokochukin.co.jp/atm/>

STEP3 展示会・商談会等を通じて販路開拓したい

東北・新潟の農産逸品の輸出拡大

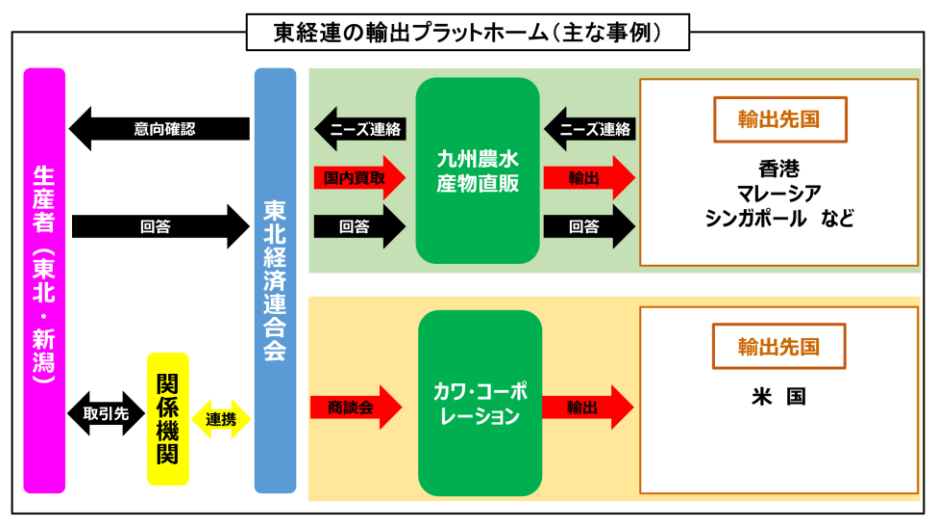


1 知る・調べる
2 計画する・準備する
3 海外に進出する
4 事業の安定・拡大

地域商社とのマッチングや商談会等を通じ、東北・新潟産品の輸出を後押しします。

支援内容

九州に拠点を置く地域商社等と連携し、生産者と地域商社のマッチングをはじめとした香港等向け輸出事業に取り組んでいます。また、大手流通小売業が行う「米国・東北フェア」向け商談会等に協力し、生産者とともに東北・新潟の農産逸品等の輸出を推進します。



- 九州農水産物直販**
【これまでの実績】
- ・青森県：鶏卵、モモ、キャベツ、ナガイモ、メロン
 - ・岩手県：キャベツ、米
 - ・宮城県：サツマイモ、キャベツ、魚肉ソーセージ
 - ・秋田県：枝豆
 - ・山形県：メロン、モモ、啓翁桜
 - ・新潟県：メロン

- カワ・コーポレーション**
【これまでの実績】
- ・海産物（ボイル帆立、ブリ、サバ、しじみ）
 - ・菓子（団子、ジェラート、フルーツ大福）
 - ・飲料（リンゴ・フルーツジュース、お茶）
 - ・麺類（ラーメン、そば、うどん）
 - ・調味料（味噌、辛み調味料）

対象者

農業法人、中小企業など

対象地域

香港、米国等

公募時期・申込方法

随時

料金

無料

URL

<https://www.tokeiren.or.jp/>

問い合わせ先

(一社)東北経済連合会 食・観光グループ
電話：022-224-1033
FAX：022-262-7062
E-mail：tokeiren@tokeiren.or.jp

STEP3 展示会・商談会等を通じて販路開拓したい

海外販路開拓支援事業



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

酒類業者等に海外の輸入・流通業者とのビジネスマッチングの機会を提供します。

支援内容

酒類業者等に対し、海外の輸入・流通業者とのビジネスマッチングの機会を提供するため、海外の酒類見本市への出展支援やバイヤー招聘等を行っています。

海外大規模展示会
海外で開催される大規模展示会に出展し、現地酒類事業者との商談を希望する出品者を募集します。開催にあたってはその都度、参加酒類事業者を募集しており、詳細情報については、日本産酒類輸出促進コンソーシアム専用サイトにて更新します。

海外商談会
海外に配置した「酒類輸出コーディネーター」が企画する商談会（海外現地バイヤーとの対面型又はオンライン型）を実施しています。開催にあたってはその都度、参加酒類事業者を募集しており、詳細情報については、日本産酒類輸出促進コンソーシアム専用サイトにて更新します。

対象者

酒類業者等

対象地域

募集内容による

公募時期・申込方法

随時募集あり・SAKE-CONSOに登録の上、WEB申込

料金

無料（海外商談会・展示会参加時のサンプル商品の輸送代、関税、渡航費等は事業者負担）

URL

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/boshujoho/>

問い合わせ先

仙台国税局 課税第二部 酒類業調整官
電話：022-263-1111（内線：3658）

STEP3 展示会・商談会等を通じて販路開拓したい

県内事業者の海外等展示会出展・商談会参加支援



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

アジア及び米国を中心に食品見本市等のイベントへの出展を支援します。

支援内容

世界中で開催される以下の8つのイベントへの県内事業者の参加を支援します。

	展示会・商談会名	支援内容
①	中国-南アジア博覧会 (6月)	見本市に県ブースを設けて 県産品を出展します。
②	韓国輸入博覧会 (7月)	見本市に県ブースを設けて 県産品を出展します。
③	大連展示商談会 (9月)	県ブースを設けて現地企業 との商談会を開催します。
④	米国「いわてフェア」 (9月)	米国大手日系スーパーマー ケットでの「いわてフェア」 を開催します。
⑤	台湾裕毛屋 「岩手県物産展」 (1月～2月予定)	台湾にある高級スーパー マーケットに県ブースを設 けて県産品を出展します。

対象者

いずれも岩手県内企業

対象地域

- ① 中国昆明市 ④ 米国西海岸
- ② 韓国ソウル市 ⑤ 台湾台中市
- ③ 中国大連市

公募時期・申込方法

展示会・商談会により異なります。
ホームページ等で公募しますので、御確認ください。

URL

なし

問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部
産業経済交流課 海外マーケット担当
電話：019-629-5538
E-mail：AE0003@pref.iwate.jp

STEP3 展示会・商談会等を通じて販路開拓したい

ものづくり企業海外展開支援事業



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

県内のものづくり関係企業の海外商談会への出展を支援します。

支援内容

県内製造業者の販路拡大等の支援を目的として、アジア地域を中心に海外で開催される工業製品関連の商談会や展示会（一般消費者への販売を目的に開催されるものを除く。以下「商談会等」という。）へ参加する県内の製造業を営む中小企業者に対し、補助金交付事業を実施します。

補助金の額：補助対象事業費の1／2以内（上限50万円）

【補助対象経費】

- 1 出展料
- 2 通訳雇用費
- 3 出品物の輸送費
- 4 航空券代
- 5 宿泊料

【令和6年度支援実績】

開催地	中国（上海）	
開催方法	ブース商談	
開催期間	11月5日～8日	
支援企業数	2社	
開催地	イタリア	
開催方法	ブース商談	
開催期間	2月4日～6日	
支援企業数	1社	

対象者

- 次の1～4を全て満たす者
- 1. 製造業を営む者。（食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を除く）
 - 2. 県内に本社又は工場等を有する者
 - 3. 商談会等において、自社製品・技術の提案が可能であると認められる者
 - 4. 「パートナーシップ構築宣言」を行いポータルサイト上で公表されている者

対象地域

全世界

公募時期・申込方法

未定

URL

未定

問い合わせ先

福島県商工労働部商工総務課
電話：024-521-7270
FAX：024-521-7930
E-mail：syokosomu@pref.fukushima.lg.jp

STEP3 展示会・商談会等を通じて販路開拓したい

シンガポールエアショー2026商談会出展支援事業



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

国際航空宇宙展示商談会への出展支援

支援内容

シンガポールエアショー2026へ福島県内事業者の出展を支援します（予定）。

福島県では、航空宇宙分野への県内企業の取引拡大を支援するため、シンガポールエアショー2026における県内企業の出展を支援します。県がブースを確保するほか、マッチングシステムを活用することにより、国外メーカーの調達担当者と直接の商談機会も提供される予定ですので、ぜひ参加を御検討ください。
（イベントが変更されることもありますので、お問い合わせください）

対象者

・福島県内事業者

対象地域

・シンガポール

公募時期・申込方法

・公募時期未定

料金

・出展登録料20,400S \$ の3/4補助の他商談時の通訳支援・マッチング支援を行います。

URL

・未定

問い合わせ先

・福島県商工労働部次世代産業課
TEL:024-521-8568
E-mail : next-generation@pref.fukushima.lg.jp

STEP3 展示会・商談会等を通じて販路開拓したい

海外販路拡大支援事業



ロボット関連展示会への出展を支援します。

支援内容

県内企業の製品、技術の販路拡大を促進するため、海外展示会等に県内企業と県ブースを出展し、企業間のビジネスマッチングを支援します。

【対象展示会】

- ・CES2026（アメリカ・ラスベガス）

【県が負担する経費】

- ・ブース出展料
- ・ブース装飾料
- ・ピッチステージ発表関係（英語ピッチ個別クリニック、発表資料作成・英訳）
- ・企業PR用チラシ英訳支援
- ・会場での通訳スタッフ

【企業が負担する経費】

- ・旅費（航空券、ホテル代等）
- ・現地での滞在費、食事代等
- ・展示する製品の輸送費
- ・その他（県と協議の上、企業負担としたもの）



対象者

福島県内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点が所在する企業。

対象地域

- ・アメリカ

公募時期・申込方法

- ・令和7年6月頃の公募を予定。

料金

- ・未定

URL

- ・未定

問い合わせ先

福島県商工労働部次世代産業課

電話：024-521-8568/FAX：024-521-7932

E-mail：next-generation@pref.fukushima.lg.jp

STEP3 展示会・商談会等を通じて販路開拓したい

海外展示会への出展支援



海外医療機器展示会への出展を支援します。

支援内容

海外への販路開拓を目指す福島県内事業者を支援するため、以下の展示会に県ブースを設けて出展します。

【対象展示会】

- ①COMPAMED2025（ドイツ）
- ②MEDICAL FAIR THAILAND2025（タイ）
- ③MD&M WEST2026（アメリカ）

【県が負担する経費】

- ・出展料（スペース料）
- ・ブース出展にかかるデザイン・設営・装飾費用
- ・通訳
- ・パンフレット
- ・共通ノベルティ

【出展企業が負担する経費】

- ・出展料の一部負担（15～30万円程度）
※COMPAMED及びMEDICAL FAIR THAILANDについては、過去の県ブースに一定回数以上出展経験のある企業のみ。
- ・航空券代、宿泊費、展示会場までの交通費
※COMPAMEDについては、本県ブースへの出展回数が2回以下の企業に対する渡航費補助あり。
- ・自社展示品等の輸送費



対象者

福島県内に本社もしくは製造拠点を有する企業

対象地域

- ①ドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州
- ②タイ・バンコク
- ③アメリカ・カリフォルニア州

公募時期・申込方法

【公募時期】

- ①COMPAMED2025（ドイツ）
2025年3月27日（木）～4月24日（木）17時
- ②MEDICAL FAIR THAILAND 2025（タイ）
2025年4月（予定）
- ③MD&M WEST2026（アメリカ）
2025年4～5月（予定）

【申込方法】

申請書類一式をEメールにて送付。

<送信先> medical-unit@pref.fukushima.lg.jp

URL

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021c/>

問い合わせ先

福島県商工労働部医療関連産業集積推進室

電話：024－521－7282

FAX：024－521－7932

E-mail：medical-unit@pref.fukushima.lg.jp

STEP3 展示会・商談会等を通じて販路開拓したい

再エネ販路拡大支援（海外展示会出展：ドイツ）



欧州最大級のドイツ・エネルギー関連展示会への出展を支援します。

支援内容

福島県では、県内企業の再生可能エネルギー及び水素分野に関する製品・技術の海外販路拡大を促進するため、同分野で連携覚書を締結し経済連携を深める、ドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州内で開催される欧州最大級のエネルギー関連展示会に福島県ブースを出展し、企業間のビジネスマッチングを支援します。多くの出展社、来場者を集める一大商談の機会ですので、ぜひこの機会を御活用ください。

【対象展示会】

- 名称：E-world energy & water 2026
- 会期：2026年2月10日（火）～12日（木）
- 会場：ドイツ・NRW州エッセン市 メッセ・エッセン
- 実績：出展社数 980社（34か国）、来場者数 33,000人（E-world 2025実績）

【県が負担する経費】

- ブース出展料
- ブースデザイン・設営・装飾費用
- 日独通訳費用
- ビジネスマッチングサポート費用 等

【出展企業に負担いただく経費】

- 航空券代
- 宿泊費
- 現地交通費
- 展示品等の輸送費 等



対象者

次の①～⑤を満たす企業：

- ①福島県内に本社、支店、営業所、製造拠点等を有する企業
- ②再生可能エネルギー分野での独自技術・製品等を保有する企業
- ③海外企業との取引を希望する企業
- ④福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会の会員企業又は入会見込みの企業
- ⑤以下の対応が可能な企業
 - ・出展者会議への参加
 - ・出展に必要な準備
 - ・出展後の商談成果等調査への協力

対象地域

ドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州

公募時期・申込方法

未定 ※別途、ホームページ等で御案内します。

URL

未定 ※公募開始後にホームページ掲載予定です。

問い合わせ先

福島県商工労働部次世代産業課
電 話：024－521－8286
E-mail：saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp

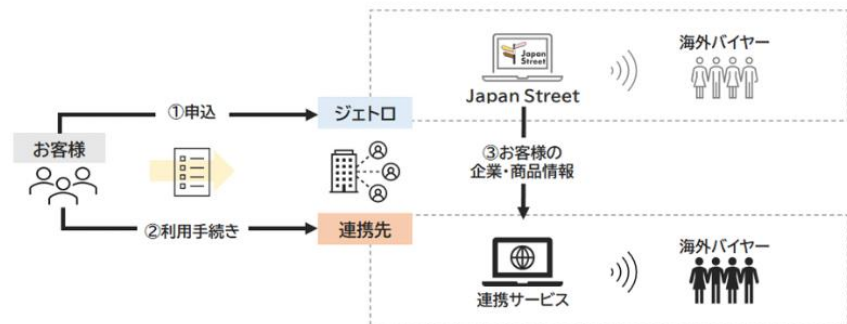
STEP3 オンラインで商談・取引したい

JAPAN LINKAGE



Japan Streetを結節点に輸出に取り組む日本企業と企業をサポートする民間事業者を「つなぐ」

支援内容



JAPAN LINKAGE（ジャパン リンケージ）は、Japan Streetを結節点として、輸出に取り組む日本企業とこれら企業をサポートする民間事業者を、JETROが「つなぐ」プロジェクトです。

○輸出に取り組む日本企業に民間事業者のチャネルや手段を通じた海外市場への多様なアクセス機会を提供することを目的に実施します。

○本事業のもとで提供されるサービスを利用することで、Japan Streetの登録商品をJapan Street以外のルートも世界のバイヤーに紹介や提案できるチャンスが広がります。

○本事業のもとで提供されるサービスは、当該サービスの実施主体である民間事業者から提供されます。サービスの利用にかかる経費は利用者の負担となります。
2025年度連携サービス：アリババ株式会社、umamill株式会社、株式会社NCネットワーク、orosy株式会社、COUXU株式会社

対象者

連携サービスにより異なる

対象地域

連携サービスにより異なる

公募時期・申込方法

URLより申込

料金

連携サービスによる

URL

https://www.jetro.go.jp/services/japan_linkage/

または

問い合わせ先

JETRO各国内事務所またはJAPAN LINKAGE事務局
※HP問い合わせフォームより質問受付
https://www.jetro.go.jp/services/japan_linkage/

1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

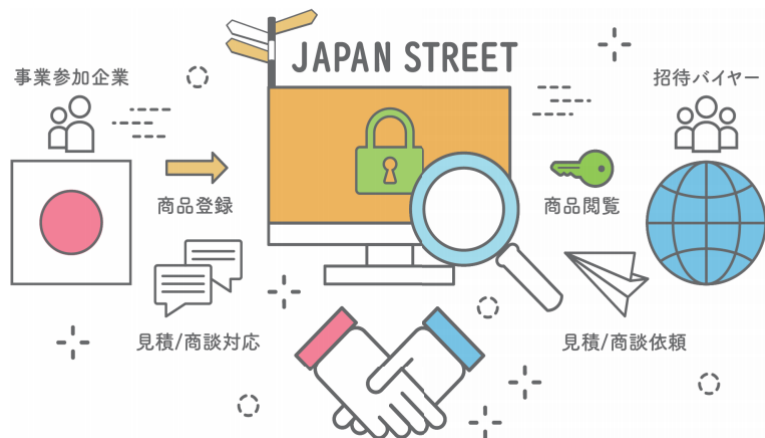
4 事業の安定・拡大

STEP3 オンラインで商談・取引したい

JAPAN STREET

簡単登録、無料で参加。ジェトロがしっかりサポート。オンラインでの海外販路拡大を、いま、はじめましょう！

支援内容



商品をJapan Streetサイトに掲載し、日本語と英語で世界中のバイヤーに紹介します

登録商品数は無制限で、いつでも商品の登録・追加が可能です。
掲載時期も長く、お好きなタイミングで参加いただけます。

バイヤーから引き合いがあった場合には、ジェトロが仲介し、商談をサポートします

バイヤーとの商談や取引に不安がある場合にはジェトロがサポートします。

ジェトロ他事業との連携

Japan Mall事業やTAKUMI NEXT事業、常時オンライン商談マッチング事業(食品分野)をはじめとするジェトロの他事業と連携しているため、一度の登録で効率的に複数事業にご参加いただけます。

対象者

日本企業及び海外進出日系企業

※ただし、商社や代理店など、製造者/生産者以外による申込の場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること

対象地域

ジェトロが海外拠点を有する国・地域

公募時期・申込方法

URLよりオンライン申し込み

料金

無料

URL

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

または

ジェトロ Japan Street

検索

問い合わせ先

ジェトロ各国内事務所またはプラットフォームビジネス課

※HP問い合わせフォームより質問受付

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

STEP3 オンラインで商談・取引したい

e-Venue

世界100カ国以上のビジネスパーソンとオンラインで交流できます。

支援内容



世界100カ国以上・約2万人以上の登録ユーザーがe-Venueを利用中。各国・地域の商品・サービスを比較・検討しながら、パートナーを探すことができます。

あなたのビジネス案件を世界に発信し、ビジネスチャンスを広げることができます。

ユーザー登録すると興味のある商品・サービスやパートナー候補に、チャットで簡単に問い合わせができます。

* 海外ビジネス案件を日本語と英語で閲覧できます。

* インターネット環境があればいつでもご利用いただけます（閲覧、登録無料）。

対象者

日本企業および海外企業

対象地域

世界100カ国以上

公募時期・申込方法

常時

料金

無料

URL

<https://e-venue.jetro.go.jp/bizportal/s/?language=ja>

または

ジエトロ e-Venue

検索

問い合わせ先

下記問い合わせフォームよりお問い合わせください。

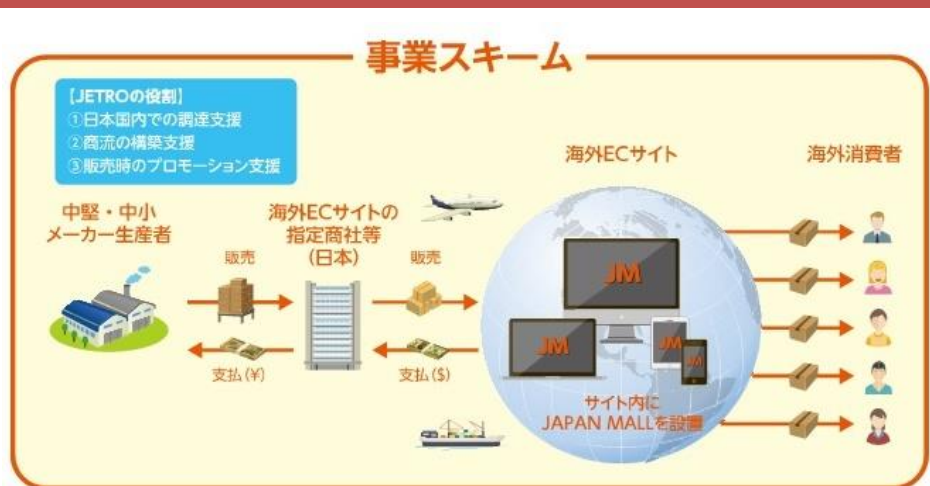
<https://e-venue.jetro.go.jp/bizportal/s/support?language=ja>

STEP3 オンラインで商談・取引したい

JAPAN MALL

ECサイト等を通じて、貴社商品の海外販路拡大を支援します。

支援内容



海外EC事業者等との商談を仲介します

Japan Streetにご登録いただいた商品情報を、ジェトロが複数の海外EC事業者等に紹介します。バイヤーから引き合いのあった商品はジェトロが仲介し、商談（オンライン・リアル）の実施をサポートします。

商談がまとまった商品の輸出をサポートします

EC事業者や指定商社と連携し、必要な情報提供を行うなど、輸出時のサポートをします。原則、日本国内での全量買い取りのため、言語対応・為替リスクが低く、輸出未経験の企業でも取り組みやすいビジネスモデルです。

商品販売時のプロモーションを支援します

商品販売時には、海外ECサイト上で効果的なプロモーションを実施します。

対象者

日本企業及び海外進出日系企業

対象地域

中国、北米、欧州、ASEAN等

公募時期・申込方法

本事業では「Japan Street」を活用して、連携する世界のECバイヤーに商品を紹介いたしますので、「Japan Street」への商品のご登録をお願いいたします。

料金

無料 ※一部連携先にて任意参加の有料オプションあり

URL

https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/#page02

または

ジェトロ JAPAN MALL

検索

問い合わせ先

ジェトロ各国内事務所または問い合わせフォームより質問受付

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dnb/japanmallinq>

STEP3 オンラインで商談・取引したい

JAPAN STORE(米国/英国向け越境EC出品・販売支援)



Amazon（米国/英国）への出品、およびプロモーションを支援します。

支援内容



日本商品の特集ページJAPAN STOREでの販売促進支援
Amazon.com(米国)とAmazon.Amazon.co.uk（英国）に日本商品の特集ページJAPAN STOREを設置し、商品を販売します。Amazon.com（米国）とAmazon.Amazon.co.uk（英国）のトップページでJAPAN STOREのバナーを提出するほか、Amazon会員向けメールマガジン等を通し、現地の消費者に広く商品を訴求します。

Amazon担当者による出品・売上拡大サポート
はじめてAmazon（米国／英国）で出品を開始される企業向けにAmazonグローバルセリング担当者が出品開始までの準備を専任でサポートするほか、Amazon担当者から売上拡大や販売促進に役立つコンテンツを提供します。

JAPAN STOREのデータ分析と情報提供
ジェトロが実施するアンケートの回答企業向けに、参加企業全体の販売動向や活用ツール等の分析結果をフィードバックします。他のJAPAN STORE参加企業の取組内容や売上のある企業が活用する販促ツール等を確認することで、他社と比べた自社の立ち位置やAmazon上の販売戦略の策定に繋がっていただけます。

対象者

日本企業および日系企業（在米/在英）
（定義は募集要項をご確認ください）

対象地域

米国／英国

公募時期・申込方法

【第一期】2025年4月下旬～6月末、【第二期】9月（予定）

料金

無料。一部有料オプションあり

URL

https://www.jetro.go.jp/services/amazon_japan_store.html

または

問い合わせ先

問い合わせフォームより質問受付
https://www.jetro.go.jp/services/amazon_japan_store.html

STEP3 オンラインで商談・取引したい

TAKUMI NEXT

JETRO

ECサイト等を通じて日本の工芸品・伝統産品等の海外販路拡大を支援します

支援内容



海外バイヤーとのオンライン商談の機会を提供します

海外EC事業者とのビジネスマッチングを通じ、日本の工芸品・生活用品等に対する評価が高く、広く受け入れられている国・地域への販路開拓にチャレンジできます。

商品のプロモーションを支援します

本プロジェクトの公式SNSアカウント等を通じ、海外向けに自社製品のプロモーションを行うことができます。

対象者

「日本らしさ」「匠の技」など、日本の各地域の技術や生活文化の特色を生かした魅力ある商材を生産・販売し、海外への販売を希望する中小企業・小規模企業者

対象地域

・約10カ国・地域、合計30～40社程度（昨年度実績）
※バイヤーは予告なく追加・変更されることがあります。

公募時期・申込方法

Japan Street登録期限:2025年4月15日（火）
採択通知:5月下旬以降にかけて順次
※採択された企業にのみご連絡が届きますので、予めご了承ください。

料金

無料 ※無償サンプル及び国内輸送費は企業負担。

URL

https://www.jetro.go.jp/services/takumi_next/

または

ジェトロ TAKUMI NEXT

検索

問い合わせ先

ジェトロ デジタルマーケティング部 デジタルマーケティング課
E-mail: dna-project@jetro.go.jp
または各国内事務所

STEP3 オンラインで商談・取引したい

J-GoodTech



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

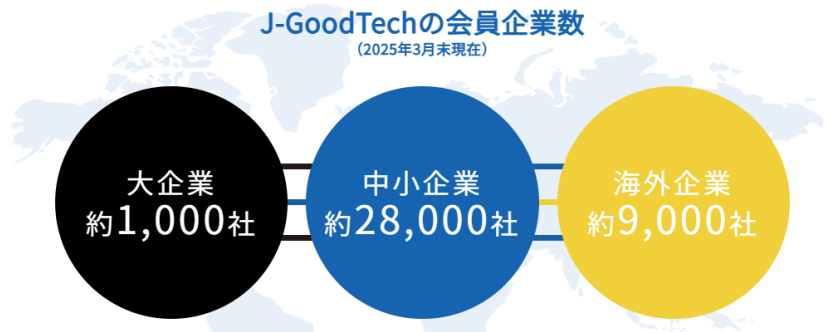
3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

日本の中小企業と国内大手企業・海外企業をつなぐビジネスマッチングサイト

支援内容

中小企業の皆様が国内外の企業へ情報を発信し、最適なパートナーを見つけ、製品開発や新規取引に結びつけられるように登録企業を支援します。



1. ジェグテックでできること

- 1 大手企業・海外企業・中小企業から届いたニーズ（試作・量産・研究開発など）に対して、自社のソリューションを提案できます
- 2 サイト内に自社ページを持ち、登録企業に幅広くアピールすることができます。
- 3 新たなビジネス展開に向け、社会的なニーズのある領域やテーマで、関心のある会員企業と自由に情報交換ができます。



2. マッチング成功事例

<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/journal/#anc01>

対象者

中小企業・小規模事業者
大手企業・支援機関

対象地域

日本国内・東南アジアを中心とする海外

公募時期・申込方法

HPより随時お申込みいただけます。
※ご登録には審査がございます。

料金

無料

URL

<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/>

問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構
販路支援部 マッチング支援課
TEL：03-5470-1824
Mail：jgoodtech_cs2@smrj.go.jp

STEP3 商品開発・販路開拓のため補助・助成を受けたい

社会課題解決型国際共同開発事業



アフリカ・インド等の社会課題の解決につながる製品・サービスの開発等に取り組む日本企業の海外展開を支援します。

支援内容

アフリカ・インド等の社会課題の解決につながる製品・サービスの開発等に取り組む日本企業の海外展開を支援します。
新興国で実際にビジネスを行う日本企業に対し、現地の企業等と共同で社会課題解決につながる製品・サービスの開発や実証等に取り組む際に必要となる経費の一部に対し、1件あたり1,000万円程度の補助を実施します。
※令和4年度よりJ-Partnership名称で実施

- 【対象分野】
制限なし
- 【重点地域】経済協力開発機構（OECD）の援助受取国・地域リスト（DACリスト）に掲載の新興国・開発途上国のうち、ASEAN、モンゴル及び中国を除く国
※特に、アフリカ地域のビジネスアイデアを募集予定
- 【支援内容】
・補助金額：1,000万円程度
・補助率：中堅・中小企業は2/3、大企業は1/3
・事業展開サポート（現地調査支援・現地ネットワーク確立支援・専門分野支援）

対象者

中堅・中小企業、大企業
（補助率：中堅・中小企業は2/3、大企業は1/3）

対象地域

開発途上国・地域（左記「支援内容」欄も参照）

公募時期・申込方法

2025年4月中旬

URL

<https://j-partnership.go.jp/>

問い合わせ先

経済産業省 通商政策局 技術・人材協力室
電話：03-3501-1937

1 知る・調べる
2 計画する・準備する
3 海外に進出する
4 事業の安定・拡大

STEP3 商品開発・販路開拓のため補助・助成を受けたい

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（グローバル枠）



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

中小企業等が海外需要開拓等の取組を行うために必要な設備投資等を支援します。

支援内容

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金のうち、グローバル枠では、以下のいずれかに該当する海外需要開拓等の取組を行うために必要な設備投資等を支援します。

①海外への直接投資に関する事業

②海外市場開拓（輸出）に関する事業

③インバウンド対応に関する事業

④海外企業と共同で行う事業

特に、②海外市場開拓（輸出）に関する事業では、輸出向け新商品の開発にかかる生産設備の導入に加え、ブランディング・プロモーション等の販売促進に係る費用を一貫して支援します。

・補助上限額：3,000万円

【大幅賃上げ特例】

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、補助上限額を100～1,000万円上乘せ※

・補助率：中小企業者1/2、小規模企業者・小規模事業者2/3

【最低賃金引上げ特例】

指定する一定期間において、3ヶ月以上事業実施都道府県における最低賃金+50円以上で雇用している従業員が全従業員の30%以上いる事業者に対し、各申請枠の補助率を2/3に引上げ※

・補助対象経費：＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費＜②海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ＞海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費

※一部、特例適用対象外となる事業者を除く。

対象者

日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する者であって、一定の要件を満たす者。

対象地域

全世界

公募時期・申込方法

公募時期：
（第19次公募期間）
・公募開始：2025年2月14日（金）
・申請受付：2025年4月11日（金）17時
・応募締切：2025年4月25日（金）17時
申込方法：電子申請システムによる受付

URL

ものづくり補助金総合サイト
<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

問い合わせ先

ものづくり補助金事務局サポートセンター
受付時間：10:00～17:00（土日祝日を除く）
電話番号：050-3821-7013
公募要領に関するお問い合わせ：kakunin@monohojo.info
電子申請システムの操作に関するお問い合わせ：
monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

STEP3 商品開発・販路開拓のため補助・助成を受けたい

小規模事業者持続化補助金



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

小規模事業者等の販路開拓の取組を支援します。

支援内容

小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む越境ECサイト構築、越境ECサイトへの出展や海外の展示商談会への参加などを含む販路開拓や、販路開拓等と併せて行う業務効率化の取組に係る経費の一部を補助します。

○概要

補助率	2 / 3
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ

【インボイス特例】
インボイス発行事業者に転換する事業者は、補助上限額を一律50万円上乗せ（最大250万円）

【賃金引上げ特例】
事業場内最低賃金を＋50円以上とした事業者

○活用例
販促用チラシ、パンフレット作成、広告掲載、店舗改装、販売拡大のための機械装置の導入、ウェブサイト・ECサイト構築、新商品開発、商談会への参加、税理士等への相談費用 など

<参考> 小規模事業者持続化補助金活用事例集（東北局HP）
https://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/jizokuka.html#link02

対象者

小規模事業者等

対象地域

全世界

公募時期・申込方法

公募時期：随時実施
（第17次公募期間）
・公募開始：2025年3月4日（火）
・申請受付：2025年5月1日（木）
・応募締切：2025年6月13日（金）
申込方法：電子申請システムによる受付

URL

<商工会地区>
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
<商工会議所地区>
<https://r6.jizokukahojokin.info/>

問い合わせ先

- 商工会地域の事業者（※所在地によって連絡先が異なります）
電話：地域の商工会（「商工会検索サイト」より事業所が属する地域をご参照ください。）
商工会検索サイト：
https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754
- 商工会議所地域の事業者
電話：03-6634-9307（商工会議所地区補助金事務局）

STEP3 商品開発・販路開拓のため補助・助成を受けたい

小規模事業者持続化補助金＜共同・協業型＞



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

地域振興等機関が実施する小規模事業者の販路開拓を後押しする事業を支援します。

支援内容

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する「地域振興等機関」が、主体的・中心的な役割を担い、10者以上の小規模事業者（参画事業者）の商品・サービスの販路開拓を支援する展示会・販売会等の取組に係る経費の一部を補助します。

【地域振興等機関】

商工会、商工会連合会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街等組織、その他地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行う法人

- 補助上限：5,000万円
- 補助率：2/3、定額
- 申請類型：以下3類型

類型	概要
展示会・商談会型	商談目的の展示会等で展示・宣伝を行い、参画事業者の商品等をPRすることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組。
催事販売型	参画事業者の商品等の物販会や即売会により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。
マーケティング拠点型	参画事業者の商品等の想定ターゲットが申請時点で明確化されており、補助事業を通じて、具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点等を構築する取組。

対象者

【補助対象者】地域振興等機関

【参画事業者】小規模事業者（10者以上）

【補助対象】
地域振興等機関



販路開拓
支援

【参画事業者】
小規模事業者



※地域振興等機関から参画事業者に対して補助金を支出することはできない。

対象地域

全世界

公募時期・申込方法

公募時期：随時実施

（第1回公募期間）

・公募開始：2025年3月31日（月）

・申請受付：2025年4月25日（金）

・応募締切：2025年6月13日（金）

申込方法：電子申請システムによる受付

URL

補助金事務局HP

<https://r6.kyodokyogyohojokin.info/>

問い合わせ先

小規模事業者持続化補助金＜共同・協業型＞ 補助金事務局

電話：03-6634-8730

メール：kk6@kyodokyogyohojokin.info

STEP3 商品開発・販路開拓のため補助・助成を受けたい

酒類業振興支援事業費補助金



日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓を支援します。

支援内容

酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援します。

【海外展開支援枠】

- 酒類事業者による海外販路拡大、商品等の高付加価値化、インバウンドによる海外需要の開拓等の取組
- リソース不足に対応するため上記取組について、複数（3者以上）の酒類事業者が集まって推進する取組

【新市場開拓支援枠】

- 商品の差別化による新たなニーズの獲得
- 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得
- ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化

※補助率や補助金額、補助対象者、補助対象経費については、右記URLを参照

対象者

酒類事業者（製造業者、卸売業者、小売業者）又は酒類事業者を1者以上含むグループ

対象地域

全世界

公募時期・申込方法

今年度公募終了

第1期：2025年1月23日～2月27日

第2期：2025年2月28日～4月24日

※第2期の採択状況によって、第3期公募が開始される可能性あり

j Grantsを利用した電子申請

URL

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/boshujoho/>

問い合わせ先

仙台国税局 課税第二部 酒類業調整官

電話：022-263-1111（内線：3658）

STEP3 商品開発・販路開拓のため補助・助成を受けたい



輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金

県内中小企業等の皆様の海外における販路開拓・拡大を目指す取組を支援しています。

支援内容

海外における販路開拓・拡大を目指す青森県内に本社・事業所のある中小企業・個人の取組を支援します。

補助率：1／2（予定）
補助限度額：1社当たり50万円（予定）
対象経費：海外見本市等への出展経費、
外国版ホームページ等作成事業経費 等
※詳細未定

対象者

青森県内に本社・事業所のある中小企業・個人

対象地域

制限なし

公募時期・申込方法

未定

URL

なし

問い合わせ先

青森県県産品販売・輸出促進課経済交流グループ
電話：017-734-9730
E-mail：kensanhin@pref.aomori.lg.jp

1 知る・調べる

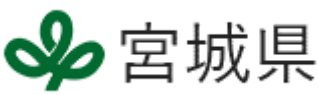
2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

STEP3 商品開発・販路開拓のため補助・助成を受けたい

宮城県ものづくり産業海外販路開拓支援事業補助金



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

海外企業との商談や、海外で行われる展示会出展に係る経費の一部を助成します。

支援内容

製造業を主たる事業として営む県内事業者に対して、海外企業との商談や海外で行われる展示会出展に係る経費の一部を補助します。

【補助額】
(上限額)50万円

【補助率】
1/2

- 【補助対象事業】
- ①海外で開催される商談会・展示会等への出展
 - ②海外で開催される専門分野等の学術会議での発表
 - ③海外企業との商談
 - ④企業・製品に係る資料・HP等の翻訳経費

- 【補助対象経費】
- ・航空券代
 - ・宿泊料
 - ・通訳雇用費 など



※その他詳細については、「宮城県ものづくり産業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

対象者

- 以下全ての条件を有する事業者及びその団体
- ①宮城県内に登記簿上の本店又は主たる事務所を有する中小企業
 - ②製造業(食品を除く)を主たる事業として営む者
 - ③自らが製造した製品について販路開拓等の計画を有すること
 - ④みなし大企業でないこと

対象地域

全地域

公募時期・申込方法

2025年4月1日～2026年2月13日まで
※予算の執行状況によっては、募集期間の途中で募集を締め切る場合があります。

URL

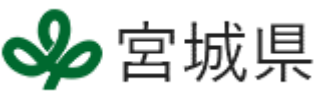
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/r7kaigaihannrokaitakuhozyokinn/bosyuukaisi.html>

問い合わせ先

宮城県経済商工観光部 国際ビジネス推進室
国際ビジネス推進第一班
電話:022-211-2962
E-mail : gb1@pref.miyagi.lg.jp

STEP3 商品開発・販路開拓のため補助・助成を受けたい

地域産品輸出促進助成事業補助金



県内産の農林水産物や加工食品の「輸出促進活動」に要する経費の一部を助成します。

支援内容

生産者等が海外で開催される商談会等に参加して現地取引先を開拓する取組に対し、その費用の一部を助成します。



【補助金額】
(上限額) 30万円

【補助率】
1/2以内

その他詳細については、「地域産品輸出促進助成事業補助金交付要綱」をご覧ください。

対象者

生産者等（農林漁業者若しくはその団体又は県内に事業所を有する食品製造業者若しくはその団体）

対象地域

全地域(対象国・地域への宮城県産品の輸出が可能であること)

公募時期・申込方法

【1回目】2025年4月15日～9月30日までに事業が完了すもの
【2回目】2025年8月～9月頃募集開始予定
※申請書類による申請。
※予算の執行状況によっては、募集期間の途中で募集を締め切る場合があります。

URL

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/r7chiiki_sanpin.html

問い合わせ先

宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室国際ビジネス推進第二班
電話：022-211-2346
FAX：022-268-4639
E-mail：s-yushutsu@pref.miyagi.lg.jp

1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

STEP3 商品開発・販路開拓のため補助・助成を受けたい

仙台市海外販路開拓チャレンジ支援助成金



市内中小企業等が取り組む海外市場開拓等に要する経費の一部を助成します。

支援内容

【対象経費】

- 1. 海外販路開拓事前準備及びFS調査に係る経費
- 2. 海外への電子商取引等に係る経費
- 3. 国際見本市出展に係る経費
- 4. 輸出に係る経費

公的機関等の支援事業の採択や活用の有無、重点産業・重点地域の該当によって助成割合や助成上限額が異なります。

- **重点産業** 健康福祉産業、工芸品産業及び食品産業
- **重点地域** タイおよび台湾
- **助成割合** 対象経費の2分の1 または 3分の2（条件による）

例）指定する公的機関等の支援事業に採択されたもの

	助成割合	重点地域	重点地域以外
重点産業	2／3	上限 100万円	上限 75万円
重点産業以外		上限 75万円	上限 50万円

初めての海外販路開拓事業の場合、重点産業・重点地域に関わらず
上限100万円

上記他、条件等詳細はURL欄記載の仙台市ホームページにてご確認ください。

対象者

仙台市内に本社を置く中小企業者等

対象地域

全世界
※重点地域については、支援内容をご参照

公募時期・申込方法

2025年4月1日～2026年3月1日（予定）
※予算の執行状況により、予告なく終了する場合があります。
※2026年3月1日（日）までに事業の実施及び経費の支払いが完了するものに限りです。

URL

<http://www.city.sendai.jp/jigyosuishin/jigyosha/kezai/jigyosho/shien/challenge.html>

問い合わせ先

仙台市経済局中小企業支援課販路開拓支援係
電話:022-214-1005
E-mail : kaigai-challenge@city.sendai.jp

STEP3 商品開発・販路開拓のため補助・助成を受けたい

海外展開支援事業費補助金（一般枠）



海外展開の拡大に向けた中小企業者等の取組を支援します。

支援内容

1. 事業概要

中小企業者又は事業組合等に対し、海外展開活動の経費の一部を補助することにより、海外展開の拡大を支援します。

2. 補助対象者

次の①～③のいずれかに該当し、県内に事務所又は事業所があり、海外への販路開拓等を目的に海外展開事業を行うものであること。

- ① 中小企業者（みなし大企業を除く。）
- ② 中小企業者が構成するグループ
- ③ 法律に基づき組織された組合又は組合連合会

※「海外拠点新設事業」は、秋田県内に本社のある中小企業者のみが対象です。

3. 補助対象事業

- ①見本市等出展事業、②海外現地調査事業、③商品改進黨業、④証明書等取得事業、⑤海外向け P R 資料作成事業、⑥バイヤー等招へい事業、⑦海外拠点新設事業、⑧海外オンラインビジネス事業

4. 補助対象経費

輸送経費、出展経費、通訳費、外国語版資料等作成・翻訳費、旅費等 ※詳細は、商業貿易課貿易・流通班にお問い合わせください。

5. 補助率・補助金の額

補助率 1 / 2 以内、限度額 8 0 万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日から2026年3月末日まで

対象者

海外展開に積極的に取り組む県内中小企業者等（中小企業者のグループ、組合又は組合連合会を含む）

対象地域

全世界（ロシア連邦及びベラルーシ共和国を除く）

公募時期・申込方法

公募時期：2025年4月23日（水）～5月30日（金）
申込方法：申請書の提出（メール・郵送等）

URL

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/71381>

問い合わせ先

秋田県産業労働部 商業貿易課
電話：018-860-2218
E-mail：com-tra@pref.akita.lg.jp

1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

STEP3 商品開発・販路開拓のため補助・助成を受けたい

山形県国際経済振興機構による支援（助成制度）



一般会員が行う海外販路開拓の取組に対し助成金を交付します

支援内容

山形県国際経済振興機構は、県産品輸出や海外でのビジネス展開を支援する専門機関です。以下のとおり一般会員様向けの助成制度も用意しています。
※内容は予定です。詳しくはお問合せください。

助成メニュー	助成対象	助成限度額
1.海外渡航費助成	海外見本市等参加のための渡航費用	4万円又は実費のいずれか低い額
2.商談会・見本市等出展助成	海外向け展示会等出展のための経費	5万円又は実費のいずれか低い額
3.越境ECモール出店費助成	越境ECモール新規出店、自社ECサイト構築等に係る経費	
4.販売促進ツール開発費助成	外国語版HP、海外向け商品パッケージ、PR映像等作成に係る経費	
5.海外市場調査費等助成	海外取引に向けた専門機関による市場調査や信用調査等に係る経費	
6.輸出仕向国の法規制対応費用助成	輸入事前登録制度に係る登録商品の運送費、国際基準の認証取得費等	
7.外国出願費用助成	特許取得費、商標登録費など知的財産権の申請に係る経費	

対象者

山形県国際経済振興機構の一般会員
（山形県内の法人・団体・個人）

対象地域

全世界

公募時期・申込方法

対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日
申請期限：2026年3月31日

URL

山形県国際経済振興機構ホームページ
<https://www.yamagata-export.jp/>

問い合わせ先

（一社）山形県国際経済振興機構
電話：023-687-1127
E-mail：y-es@y-es.or.jp

STEP3 海外展開に向け資金調達を行いたい

商工中金による海外展開支援



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

海外現地法人の事業開始・拡大をサポートします。

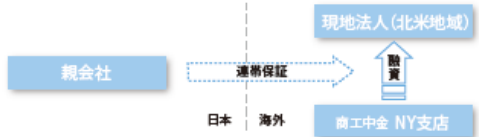
支援内容

- 中小企業の海外現地法人の事業開始または拡大に必要な資金を、親子ローン・現地法人貸付・スタンドバイクレジット（現地金融機関向けの債務保証）等により支援します。
- 輸出入にかかる貿易決済や先物為替予約、海外取引にかかる契約履行等の各種保証、情報提供等も実施しています。

親会社を通じた融資（親子ローン、増資）



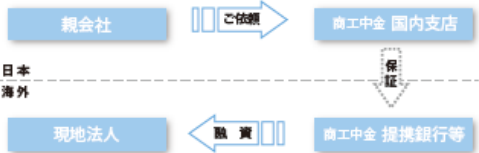
ニューヨーク支店から海外現地法人への直接融資



海外現地法人への直接融資



現地銀行から海外現地法人が資金調達する際の保証



ご融資にあたりましては、商工中金の所定の審査があります。詳細については商工中金の本・支店までお問い合わせください。

対象者

中小企業等

対象地域

北米、中国、ASEAN諸国 等

URL

<https://www.shokochukin.co.jp/corporation/service/solution/overseas>

問い合わせ先

商工中金 各支店
<https://www.shokochukin.co.jp/atm/>

STEP3 海外展開に向け資金調達を行いたい

海外展開・事業再編資金（国民生活事業、中小企業事業）



海外展開に取り組む中小企業・小規模事業者を資金面から支援します。

支援内容

海外展開・事業再編資金は、経済の構造的変化などに適応するために海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編などに取り組む中小企業・小規模事業者を支援する融資制度です。

<支援対象>

【国民生活事業、中小企業事業】

- ・海外への進出をお考えの方（直接投資）
- ・海外へ生産の委託をお考えの方（生産委託）
- ・海外への販売（輸出）等をお考えの方（販売強化）

【中小企業事業のみ】

- ・海外展開事業の再編をお考えの方（事業再編）

<ご返済期間>

- ・設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）
海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合については20年以内（うち据置期間5年以内）
- ・運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）
海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合については10年以内（うち据置期間5年以内）

（※）融資制度の詳細については、右記問い合わせ先までお問い合わせください。

対象者

中小企業者、小規模事業者

融資限度額

国民生活事業 7,200万円（うち運転資金4,800万円）
中小企業事業 14億4,000万円

URL

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaigai_tenkai.html

問い合わせ先

日本政策金融公庫各支店国民生活事業・中小企業事業
（最寄の支店にご相談ください。）

店舗一覧はこちら

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

STEP3 海外展開に向け資金調達を行いたい

クロスボーダーローン（中小企業事業）



経営革新等に取り組む中小企業者等の海外現地法人（子会社）を資金面から支援します。

支援内容

クロスボーダーローンは、経済の構造的変化等に適応するために国内中小企業者等（国内親会社）と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人を支援する制度です。

<ご利用いただける通貨>

- ・日本円または米ドル

<融資限度額>

- ・14億4,000万円
（米ドルの場合は公庫所定の為替レートで円換算）

<ご返済期間>

- ・設備資金 20年以内（注）（うち据置期間2年以内）
- ・運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）
（注）米ドル建ての場合は、15年以内

<保証人>

- ・国内親会社の連帯保証が必要。

（※）融資制度の詳細については、右記問い合わせ先までお問い合わせください。

対象者

「経営力向上計画」等の認定・承認を受けた中小企業者等（国内親会社）の海外現地法人（※）

（※）国内親会社からの出資比率が50%以上等、一定の要件を満たす海外現地法人

対象地域

タイ、ベトナム、香港、シンガポール、フィリピン、メキシコ

URL

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/cross-border_t.html

問い合わせ先

日本政策金融公庫各支店中小企業事業
（最寄の支店にご相談ください。）

店舗一覧はこちら

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

STEP3 海外展開に向け資金調達を行いたい

スタンバイ・クレジット制度（中小企業事業）



海外金融機関から現地流通通貨建てで資金調達を行う中小企業者等を支援します。

支援内容

中小企業者等の海外支店又は海外現地法人（以下「海外現地法人等」）が、日本公庫と提携する海外の金融機関から現地流通通貨建ての融資を受けるにあたり、その債務を保証するために日本公庫がスタンバイ・クレジット（信用状）を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。

<信用状の発行条件>

補償限度額 1法人あたり4億5,000万円

信用状有効期間 1年以上6年以内

（海外での融資期間：1年以上5年以内）

<提携金融機関（括弧内は本店所在地）>

平安銀行（中国）、インドステイト銀行（インド）、バンクネ
ガラインドネシア（インドネシア）、山口銀行（日本）【対象
地域：中国】、名古屋銀行（日本）【対象地域：中国】、
横浜銀行（日本）【対象地域：中国】、KB国民銀行
（韓国）、CIMB銀行（マレーシア）、バノルテ銀行（メキ
シコ）、メトロポリタン銀行（フィリピン）、DBS銀行（シンガ
ポール）、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール）、
合作金庫銀行（台湾）、バンコック銀行（タイ）、ベト・イ
ン・バンク（ベトナム）、HDバンク（ベトナム）
（本店所在地の英語名のアルファベット順）

対象者

「経営力向上計画」等の認定・承認を受けた中小企業者等（国内親会社）の海外現地法人等（※）で、
現地の金融機関から現地流通通貨建てで資金調達をお考えの方

（※）国内親会社からの出資比率が50%以上等、一定の要件を満たす
海外現地法人

対象地域

左記「提携金融機関」を参照

URL

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/stanbycredit.html>

問い合わせ先

日本政策金融公庫各支店中小企業事業
（最寄の支店にご相談ください。）

店舗一覧はこちら

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

STEP3 海外展開に向け資金調達を行いたい

農林水産物・食品輸出基盤強化資金（農林水産事業）



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者を資金面から支援します。

支援内容

農林水産物・食品輸出基盤強化資金は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく認定を受けた輸出事業計画（以下「認定輸出事業計画」という。）に従って我が国で生産された農林水産物・食品の輸出のための取組を行う事業者向けの融資制度です。

<資金のお使いみち>

- 認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
- ・農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修等
- ・長期運転資金
- ・他の事業者への出資
- ・外国関係法人等向け資金（国内親会社から外国関係法人等へ貸付けするもの）

<ご返済期間>

- ・25年以内（うち据置期間3年以内）

<担保・保証人>

- ・ご相談の上、決めさせていただきます

対象者

認定輸出事業者
※輸出事業に取り組む者（中間加工業者等を含む）
①農林漁業者、②食品等製造事業者、③食品等流通事業者 等

融資限度額

負担額の80%以内

URL

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/nourin_shokuhinyushutsu.html

問い合わせ先

日本政策金融公庫各支店農林水産事業
（最寄の支店にご相談ください。）
店舗一覧はこちら
<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

STEP3 海外展開に向け資金調達を行いたい

日本企業の海外投資事業に係る融資

中堅・中小企業の海外進出をJBICがバックアップします！

支援内容

- 日本企業の海外現地法人の事業に必要となる設備投資資金（新規、増設、更新）及び付随する長期運転資金、M&A資金等の長期資金を対象とした融資（所要資金の一定割合を上限とし、民間金融機関と協調して融資を実施）。
- 円建、米ドル建、ユーロ建及び一部の現地通貨建（タイ・バーツ、インドネシア・ルピア、中国元、メキシコ・ペソ、インド・ルピー、南アフリカランド）で融資が可能。
- 海外駐在員事務所等を通じた海外投資環境情報の提供、現地政府への借入手続等に関する側面支援等も実施。

対象者

海外投資事業に係る長期資金ニーズを有する日本企業（クロスボーダー融資（海外現地法人向け）、国内融資（親会社向け）のいずれも可能。但し、中堅・中小企業以外の日本企業の場合には、M&A資金等一部を除きクロスボーダー融資のみ可能。）
※融資条件、中堅・中小企業該当要件等、詳細は別途お問い合わせください。

対象地域

- 開発途上地域
- 先進国（M&A資金及び一部対象分野※に限定）
※脱炭素、医療機器、半導体、EV/FCV、ほか重要物資及び先端技術等。
詳細は別途お問い合わせください。

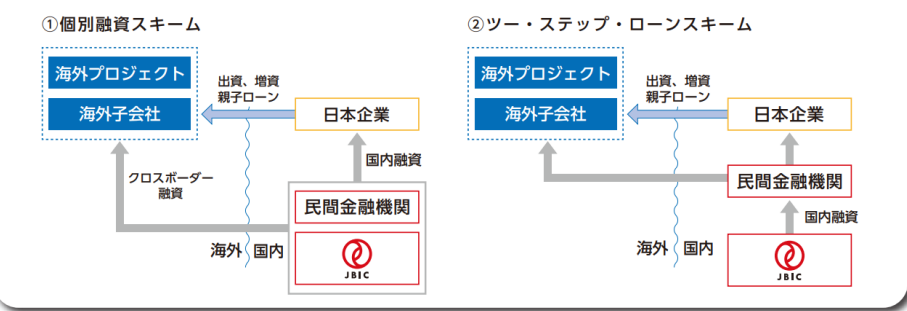
URL

<https://www.jbic.go.jp/ja/>

問い合わせ先

（株）国際協力銀行
中堅・中小企業ファイナンス室総務企画ユニット
（中堅・中小企業担当）
電話：03-5218-3579

中堅・中小企業向け支援スキーム例

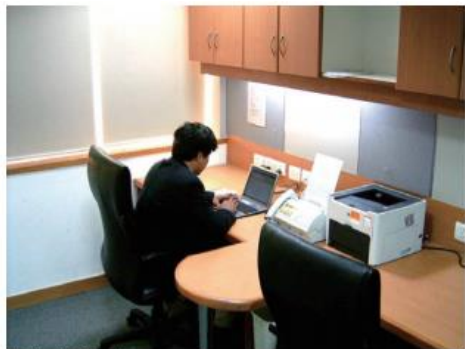


STEP3 進出先で現地機関からサポートを受けたい

ビジネス・センター アーメダバード

オフィススペースの提供と職員との相談サービスでインドへの進出を支援します。

支援内容



オフィススペース



アドバイザーによる投資相談

ビジネス・センターは、インドでのビジネス立ち上げに必要な投資制度情報・ノウハウ（ソフト）とオフィス機能（ハード）を兼ね備えた施設です。

インドへの投資、技術提携を検討する日本企業の皆様に短期のオフィススペースとアーメダバード事務所における相談対応サービスの提供を通じた総合的なサポートを行い、ビジネス立ち上げ時のコストとリスクを軽減します。

※通信費、印刷費は実費

※お申し込みから入居承認通知まで、通常4週間程度かかります。

対象者

日本で法人登記をしている企業
（定義・要件はサイトを参照）

対象地域

インド

公募時期・申込方法

通年

料金

2カ月：69,200円（中小企業以外） / 22,000円（中小企業）※ジェトロ・メンバーズ割引あり

URL

<https://www.jetro.go.jp/services/bsc/>

または

ジェトロ ビジネスサポートセンター

検索

問い合わせ先

ジェトロ ビジネス展開支援課

電話：03-3582-5017

E-mail：SCC@jetro.go.jp

STEP3 進出先で現地機関からサポートを受けたい

グローバル・アクセラレーション・ハブ

海外有力アクセラレーター等と連携し、日系スタートアップのグローバル展開を支援します。

支援内容

2022年度 グローバル・アクセラレーション・ハブ事業 実施都市・地域



現地ブリーフィング（オンライン可）

現地エコシステムのビジネス環境・最新動向を紹介します。（大企業・業界団体等の方も利用可、1時間程度）

メンタリング（事業機会・資金調達等のアドバイス）

提携先現地アクセラレーターのメンターより、事業機会、ピッチ・プレゼンテーション、資金調達等に関するアドバイスをいたします。（ビデオ通話での面談実施も可能、1社・1拠点あたり10時間まで）

現地パートナー候補・VC等投資家、現地政府支援機関、有力アクセラレーター等のご紹介

※ご利用者の準備状況等により、ご希望に添えない場合もございます。

コワーキングスペースのご利用

最大3カ月間無料でご提供します。（一部拠点のみ）

対象者

HP記載要件を満たす日系スタートアップ企業

対象地域

サイトをご確認ください

公募時期・申込方法

通年予定

（利用状況次第では年度途中で終了する場合があります）

料金

無料

URL

<https://www.jetro.go.jp/services/jhub/>

または

ジェトロ ハブ

検索

問い合わせ先

ジェトロ イノベーション部 スタートアップ課

E-mail: JHUB@jetro.go.jp

STEP3 進出先で現地機関からサポートを受けたい

海外拠点・提携機関によるサポート



商工中金の海外拠点ネットワークを活用し、幅広く中小企業の皆さまをサポートします。

支援内容

- 商工中金の海外拠点や現地銀行・政府機関と連携し、進出計画のサポートや現地の各種情報提供等、総合的なサポートを提供いたします。
- 特に、ニューヨーク支店や海外事務所がある香港、上海、バンコク、ハノイや、出向者が派遣されているインドネシア、フィリピンからは、現地でしか得られない鮮度の高い情報を届けます。



対象者

中小企業等

対象地域

北米、中国、ASEAN諸国 等

公募時期・申込方法

随時

料金

相談無料

URL

<https://www.shokochukin.co.jp/corporation/service/solution/overseas>

問い合わせ先

商工中金 各支店
<https://www.shokochukin.co.jp/atm/>

1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

STEP3 進出先で現地機関からサポートを受けたい

在外公館における日本企業支援



大使館、総領事館の「日本企業支援窓口」が海外でのビジネス展開のご相談に応じます。

支援内容

外務省はほぼすべての在外公館に「日本企業支援窓口」を設置しており、各在外公館の日本企業支援担当官は個別企業からの相談・支援依頼などに積極的に対応しています。

法律や制度、商慣行が異なる海外におけるビジネスでは、現地の政治や経済、市場動向、外国企業に対する政策等の幅広い情報が必要です。また、思わぬトラブルに直面し、政府レベルでの対応が求められる場合もあります。海外での企業活動を進めるにあたり困ったことがございましたら、日本企業支援窓口にお気軽に御相談ください。

日本企業支援窓口への相談例

- 現地の法律・制度等が日本企業にとって不当に不利な状況になっている。
- 現地政府より不当な税の支払いを要求されている。
- 就労ビザ（査証）や許認可証の発給・ライセンスの更新等に必要以上に時間を要している。
- 現地政府から経済的威圧（注2）を受けている。
- 現地の規制や制度、治安に関する情報を教えてほしい。
- 現地の制度に精通した弁護士、会計士等専門家を紹介してほしい。
- 在外公館施設（多目的ホール・大使公邸）等を活用して、商品の展示会・試食会等プロモーションイベントを開催したい。
- 企業が参加できる展示会等の情報を知りたい。

（注1）私企業間の紛争については政府機関として原則として介入できないため、ご注意ください。まずは、専門分野の弁護士に相談されることをお勧めします。

（注2）経済的威圧に具体的な定義があるわけではありませんが、特定の国との経済的結び付きを利用して政治的目的を達成するために、濫用的、恣意的もしくは不透明な形で、輸出入制限、営業停止処分、旅行商品の販売停止等といった措置がとられることがあります。

対象者

日本企業

対象地域

全世界（日本企業支援窓口一覧はURL欄御参照。）

公募時期・申込方法

随時

料金

無料

URL

https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page22_000526.html

問い合わせ先

外務省経済局官民連携推進室
電話：03-5501-8336
E-mail：business-support@mofa.go.jp

1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

STEP3 進出先で現地機関からサポートを受けたい

仙台－タイ経済交流サポートデスク



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

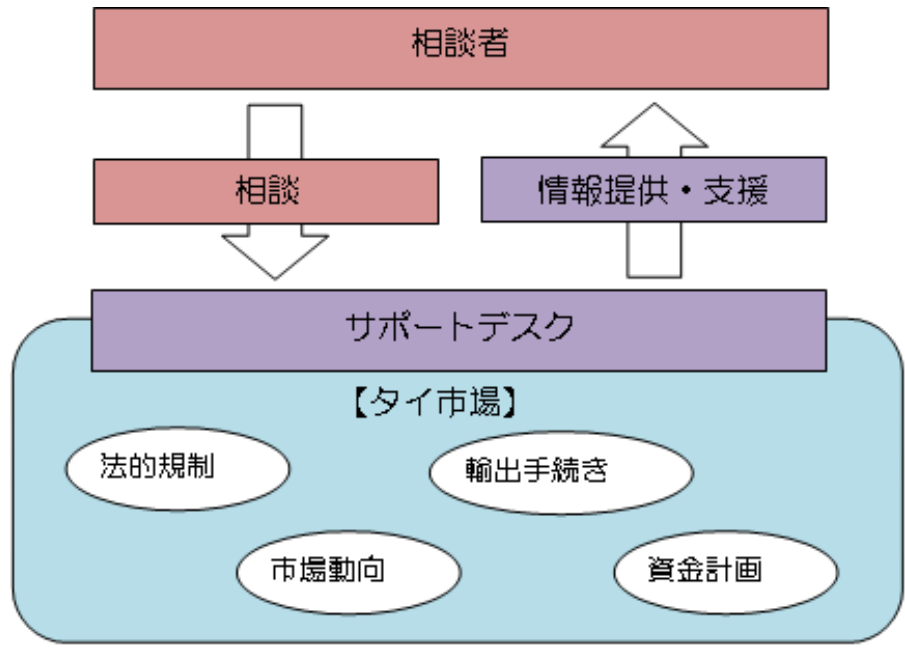
3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

タイ現地サポートデスクによる、タイへの製品・技術等の販路開拓支援を行います。

支援内容

- ・ 輸出、進出に関する相談受付
- ・ 現地市場動向・販路などの情報提供
- ・ 現地での企業訪問等の活動サポート
- ・ セミナー等による啓発
- ・ その他、国際経済交流に関すること



対象者

以下のすべてに該当する方。
・タイへの製品・技術等の輸出または進出を検討している方
・仙台市内に事業所を置く、または仙台・宮城県産品の輸出を検討している企業等

対象地域

タイ

公募時期・申込方法

2025年4月1日～2026年3月31日
お申込については、下記URLにある申込書をご記入の上、問い合わせ先までご提出ください。

料金

無料

URL

<http://www.city.sendai.jp/jigyosuishin/jigyosha/kezai/jigyosho/shien/kaigai/support.html>

問い合わせ先

仙台市経済局中小企業支援課販路開拓支援係
電話:022-214-1005
E-mail : kaigai-challenge@city.sendai.jp

STEP3 進出先で現地機関からサポートを受けたい

東南アジア経済・観光交流連絡デスク



東南アジア地域での貿易・海外進出を支援します。

支援内容

秋田県では、東南アジア地域における県内企業の経済・観光交流活動を支援するため、タイ王国バンコク都内に「秋田県東南アジア経済・観光交流連絡デスク」を設置しています。
本バンコクデスクを通じ、県内企業の東南アジア地域への貿易・海外進出を支援します。

【主な支援内容】

- ・取引希望先等の紹介及び商談等のアレンジ
- ・現地関係企業・団体等への訪問手配
- ・訪問先への随行・通訳
- ・見本市・商談会等への出展支援
- ・現地情報の収集・提供
- ・専門家の紹介

対象者

秋田県内に本社、支社又は工場等を置く事業者及び団体

対象地域

東南アジア地域

公募時期・申込方法

利用申込書にご記入の上、お申し込みください。

URL

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/8642>

問い合わせ先

秋田県産業労働部 商業貿易課
電話：018-860-2218
E-mail：com-tra@pref.akita.lg.jp

1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

STEP3 知的財産を保護したい

外国出願補助金（海外出願支援事業）



外国出願に要する費用の半額を補助します。

支援内容

- 中小企業等の外国出願費用を助成し、外国における中小企業の権利取得を図るため、外国出願の助成を希望する中小企業等からの出願案件を各都道府県中小企業支援センター等が募集・選定し、支援対象案件を採択します。支援企業は、年度内に外国出願を実施し、その費用を助成します。
(支援決定後に発生した費用が対象。)

【上限額】

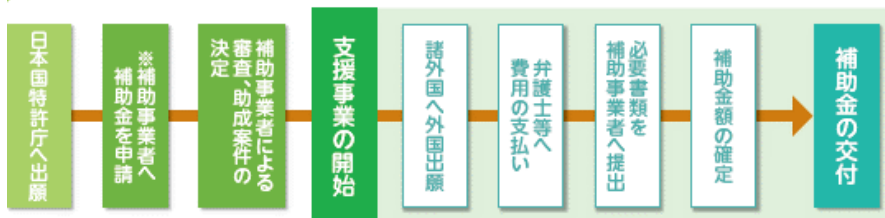
1 企業に対する上限額：300万円（複数案件可能）

【案件ごとの上限額】

特許：150万円 実用新案・意匠・商標：60万円

冒認対策商標（※）：30万円

※冒認対策商標：悪意の第三者による先取り出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願



※補助事業者＝都道府県中小企業支援センター等

対象者

外国へ特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業者または中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2／3以上を占める者）。ただし、みなし大企業を除きます。

対象地域

全世界

公募時期・申込方法

公募時期は補助事業者によって異なるため、申請前に補助事業者を確認、お問い合わせください。

URL

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html 

(※) 全国公募事業（INPIT外国出願補助金）もございます。海外出願支援事業（地域公募）と「対象者」、「対象手続」、「実施機関」、「公募時期」等が異なります。事業の詳細は、以下HPをご覧ください。

<https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html> 

問い合わせ先

特許庁国際協力課海外展開支援室

電話：03-3581-1101 内線2577 E-mail: PA0842@jpo.go.jp

STEP3 知的財産を保護したい

INPIT外国出願補助金



1 知る・調べる

2 計画する・準備する

3 海外に進出する

4 事業の安定・拡大

外国での特許、意匠、商標の権利取得を支援します！

支援内容

INPIT外国出願補助金は、中小企業者等に対して、外国における発明（特許）、考案（実用新案）、意匠又は商標の権利化（出願手続）に要する費用の一部を補助することで、中小企業者等の国際的な知的財産戦略の構築を支援します。

既に日本国特許庁に対して行っている出願について、パリ条約に基づく優先権を主張して外国特許庁等へ出願するもの等が補助対象となります。

項目	内容
補助対象者	・ 中小企業者（特許法109条の2第2項） ・ 試験研究機関等（同条第3項） ・ 商工会議所等
補助上限額	<出願手続補助> 上限額：300万円（試験研究機関等は上限なし） 1 案件（1国・地域）当たり a. 特許出願150万円 b. 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願60万円 c. 商標の抜け駆け対策の出願30万円 <中間手続補助（特許のみ）> 上限額：なし 1 手続（1国・地域）当たり50万円
補助率	1／2
補助対象経費	外国特許庁への出願料、出願審査請求料、国内・現地代理人費用、翻訳費用 等

※中間手続補助は、INPIT事業（本補助金）の補助を受けた者及び特許庁事業の補助を受けた者のみが対象となります。
※1事業者あたりの上限額は、同一年度内の公募回に共通して適用します。

対象者

中小企業者（特許法109条の2第2項）
試験研究機関等（同条第3項）
商工会議所等

対象地域

全世界

補助対象経費

外国特許庁への出願料、出願審査請求料、
国内・現地代理人費用、翻訳費用 等

公募時期・申込方法

令和7年5月～（随時URLをご確認ください）

URL

<https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html>

問い合わせ先

INPIT（工業所有権情報・研修館）
知財活用支援センター 助成事業担当
電話：03-3581-1101（内線3852）
E-mail: jp-ct06@inpit.go.jp





STEP3 知的財産を保護したい

PCT国際出願にかかる料金支援制度（軽減・支援措置）

中小企業や大学がPCT国際出願する際の手数料負担を軽減・支援します。

支援内容

PCT国際出願に係る 料金支援制度のご案内

日本語で PCT 国際出願をする際、
要件を満たせば特許庁に支払う料金がトータルで...

中小企業・大学



で済みます。

小規模企業・
中小スタートアップ企業



で済みます。

福島浜通り等の
中小企業



で済みます。



詳しくはこちらをご覧ください：



対象者

- 【1/2軽減・支援】中小企業、組合、NPO法人、研究開発型中小企業、大学、試験研究機関等
- 【2/3軽減・支援】小規模企業、中小ベンチャー企業
- 【3/4軽減・支援】福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業

対象地域

制限なし

申込方法

PCT国際出願の願書又は予備審査請求書と同時に軽減申請書を提出

URL

【料金支援制度】

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/document/index/pct-ryokin-shien.pdf>

【PCTの概要】

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/document/index/panhu17.pdf>



問い合わせ先

【申請手続について】

特許庁国際出願室 受理官庁
電話：03-3581-1101
(内線2643)

E-mail: PA1A31@jpo.go.jp

【制度について】

特許庁国際出願室 企画調査班
電話：03-3581-1101
(内線2642)

E-mail: PA1A00@jpo.go.jp